

国土審議会計画部会 第13回持続可能な国土管理専門委員会

平成19年2月7日（水）

【事務局】 それでは委員の皆様方がおそろいになりましたので、ただいまから、国土審議会計画部会第13回持続可能な国土管理専門委員会を開会いたします。私はおなじみの計画官の深澤でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日のご欠席は麻生委員、有田委員、磯部委員、遠藤委員、星野委員、三好委員、亘理委員でございます。

本日の委員会は、「国土利用計画（全国計画）第4次計画改定に向けての専門委員会報告素案について」ご審議いただくことと、それから「国土形成計画（全国計画）第3部広域ブロックの形成に向けて」にかかる論点についてご審議いただくこととでございます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。議事次第、それから座席表、委員名簿のほか、資料1「国土利用計画第4次計画改定に向けての報告素案」、それから資料2「国土形成計画第3部広域ブロックの形成に向けてにかかる論点」、以下、参考資料1から参考資料8まででございます。参考資料1が「利用区分別の面積の推移」、参考資料2が「市町村アンケート結果」、参考資料3が「持続可能な国土管理に向けた指標」、参考資料4が「利用計画と他の諸計画の関係」、参考資料5が「ランドデザインと形成計画の構成」、参考資料6が「広域ブロック毎の自然環境の特性」、参考資料7が「計画部会中間とりまとめ」の概要、それから参考資料8がスケジュールでございます。資料の不備がありましたら、どうぞお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、以下の議事につきまして、委員長をお願いいたします。

【委員長】 それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

事務局からご紹介ございましたように、本日の議事は二つに分かれてございます。我々が従来から議論してまいりました国土利用計画改定に向けての専門委員会報告素案づくりが一つでございます。それから、新しく出されてきた課題といたしまして、国土形成計画のほうですね。そちらの全国計画の中で、広域ブロック形成に向けての議論が始まっておりまして、我々、国土利用計画をつくっている立場から、広域ブロック形成についてどのような配慮事項が必要か、考慮事項が必要かということについての意見をいただきたいと

いう、その2点が中心でございます。どちらかと言えば、前者に比重を置いて議論させていただきたいと思っております。

前者でございますが、昨年11月6日にこの専門委員会を開かせていただきまして、皆さんに論点整理を議論していただきました。同じような内容を11月24日に開かれました計画部会にご披露いたしまして、その場でもご議論をいただきました。本日は、前回の専門委員会でのご意見、さらに計画部会で披露していただいた意見、それら両方の意見を組み込みまして、ほぼこのまま国土利用計画の内容になるぐらいの分量を事務局でつくらせていただきました。それを素案という形でこれから報告いただきますので、ぜひご意見を賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは早速資料1につきましてご説明したいと思います。委員長からご紹介いただきましたように、面積目標の数字を除きまして、ほぼ最終計画に近い形で準備をしてきました。この資料の作成に当たりましては、各省にもいろいろご協力をいただいております。

それではまず資料1ですけれども、この資料の構成は、大きく三つに分かれています。まず、「1. 国土の利用に関する基本構想」。これが1ページから9ページまでございます。それから「2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」。これが、9ページの後ろから12ページまでございます。これはまだ数字が作業中でありまして、本日はこれについては数字を入れ込んだ形にはできておりません。それから三つ目が、13ページ以降、最後までのところですが、「2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」。この三つの構成でございます。

本日、委員の皆様方にこれまでいろいろご審議いただきました基本構想の部分を中心に、厚めにプレゼンさせていただきまして、三つ目の措置の概要につきまして、少しかいつまんでということにしたいと思います。

それではもう一度1ページに戻りまして、恐縮ですが、部分的には若干読み上げに近い形でさせていただきたいと思っております。

まず、この資料自体は、委員会でのご審議と並行しまして、各省とも相談中のものがございます。本日もまたご意見賜りまして、計画部会でもご指導いただきまして、もう少しオン・ゴーイングで練っていただくものということでございますので、その意味で、分量としては最終版に近いですが、まだオン・ゴーイングで、いわば全体がペンディングであるということでございます。

基本的には第3次計画までやってきておりますので、その第3次計画をベースに見直して、現代的な状況に照らして修正すべきところは修正し、発展させるべきところは発展させるというスタンスでつくってまいりました。本日、ぜひ委員の皆様方に、例えば時代認識の妥当性ですとか、あるいは計画の機能、この国土利用計画の役割に照らしてその表現が妥当であるかとか、そういうふうな観点で見ていただきまして、ご意見をいただければと思っております。

まず第1に、国土利用に関する基本構想でございます。(1)国土利用の基本方針、ア「国土の利用」以下、ここは法律の基本理念をほぼそのまま写しているものでございまして、法律の改正がない中で、ここについては、基本的にはこれでいいのではないかということでございます。それからイで「今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある」、つまり、この1ページから2ページの後ろにかけて、イの構成が(ア)、(イ)、(ウ)とありますけれども、これはいわば状況認識でございます。その状況認識の妥当性について見ていただければと思います。現代的な状況に照らして書いておりますので、3次計画からはほぼ完全に書きかえた形でございます。

まず(ア)、これは人口あるいは経済社会についての認識でございますけれども、人口減少社会、あるいはその一方で世帯数はしばらく増加するということですか、全体として市街化圧力がさらに弱まる、市街地の人口密度の低下が進む、しかしながら一部では利便性の高い地区での人口増加、その一方でそれ以外の地区での人口減少、この跛行性が見られる。土地利用の効率の低下が懸念される。それから経済社会状況ですけれども、東アジアの急速な経済成長などが見通され、我が国は経済の拡大回復基調にあるという認識があり、各地の成長力にもつながることが期待されている。したがって、全国としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては収益性等に対応して、新たな集積なども見込まれるということなので、引き続き国土の有効利用を図っていく必要があるというふうな認識でございます。

次に、国土の利用、あるいは国土の質的側面についての認識でありますけれども、大規模地震、津波の発生の懸念などが加わりまして、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大等がある。さらに、都市化の一層の進展や高齢化・過疎化に伴って、地域コミュニティの弱体化なども懸念されるという中で、国土の安全性に対する要請が高まっている。あるいは、地球温暖化の進行ですとか、温室効果ガス排出削減が急がれる状況、あるいは

生態系の危機、あるいは自然の物質循環への負荷の増大ということ。それから少し転じまして、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まり、そういう中で、我が国の消費資源の安定確保にかかる懸念ということがありますので、循環と共生を重視した国土利用が重要であるという認識であります。

三つ目が、農山漁村、都市を問わず、景観の規制と毀損、あるいは生活環境や自然環境の悪化の懸念、その一方で、心の豊かさや自然とのふれあいに対する国民の志向の高まりということで、安全面や環境面も含めまして、人の営みと自然の営みの調和を図るという意味で、うるわしくゆとりある国土利用についての認識が高まっているということで、国土利用の質的な向上を引き続き図っていく必要があるという認識でございます。

三つ目が、これは第3次計画になく、当委員会でのご審議を十分踏まえまして新たに起こした部分でございます。その意味では、私どもとしても大変力を込めて書いているところでもありますけれども、これに加えまして、有効利用ですとか質的向上を図るに当たりまして、人と土地との関係について次なる状況を踏まえる必要がある。まず一つが、ライフスタイルの多様化などの中で、身近な生活空間として土地利用を認識する。宅地や建物、道路、緑などを一連のものとしてとらえて、快適性や安全性を考える。例えば、汐留の都市再開発と浜離宮というのは、いわば一体のものとしてとらえるとか、そういうふうな意味で、空間を一体的なものとしてとらえる状況が高まっている。いわば、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況が見られる。あるいは、都市近郊での大規模集客施設の立地と、既存中心市街地での低未利用地の増加、これが行政界を越えて連動しているという意味で、特定のある土地利用が、実は他の土地利用と相互に関連する状況が高まっている。さらに今度は、森づくり活動への都市住民の参加などを議論させていただきましたけれども、地域の土地利用に対しまして、地域内外で、外からの人も含めて、いろいろな人たちがいろいろな形で関与する状況が増えている。すなわち、このような三つの状況を踏まえまして、地域のさまざまな土地利用を別個のものとしてとらえるのではなくて、土地利用の相互の関連性の深まりですとか、多様な主体の関わりの増大などを踏まえまして、総合的に、トータルにとらえていかないといけないという重要性が高まっています。総合的というのは、大昔から言葉はありますけれども、こういうふうな今日的な意味での総合性という観点が非常に強まっているというふうな認識でございます。

このような関係性というのは、本来、地域性を強く帯びているものでありますのと、それから一方で、地域の皆さんが身近な空間の土地利用について自らも関わりたいのだとい

う意識も高まってきている。さらには、都計法はじめ、土地利用諸制度にかかわる地方分権の進展という中で、地域におけるいろいろな創意工夫ある取組の重要性が高まっているという状況があるのではないかと思います。

このような状況に対応するために、それぞれの地域ごとに、いろいろ頭をやわらかくして対応していく、あるいは能動的に、ビジョンを持って対応していくという意味で、総合的なマネジメントを行っていくことが期待されるというふうな認識を示しております。

次の（ウ）でございますが、このような状況認識を踏まえて、国土利用の基本的な考え方は2ページから3ページにかけてのこのような方向性ではないかということでございます。作文としては、「このため、本計画における課題は」という言葉になっているのですが、状況認識に対応した今後の方向性についての考え方というふうにとらえてください。

まず、限られた国土資源を前提として、再利用、有効利用、維持管理、それから土地利用の量的な調整を行う。それから3ページにまいりまして、国土利用の質的な向上を図る。さらに、国土利用の総合的なマネジメントを能動的に進める、これがいろいろあわさりまして、持続可能な国土管理を行うことであるというような認識でございます。この場合に、長期にわたる内外の潮流変化を見通して、豊かな生活や活力ある生産が展開される場としての国土ということも重要である。

それですで第1に、土地需要の量的調整でございます。これにつきましては、文章の後ろに飛びまして、「慎重な配慮のもとで計画的に行う」、結局ここに尽きるわけでありまして。これにつきましては、今日的な状況を少しずつ加味しておりますけれども、基本的にはこれまでの認識と大きく変わるものではございません。例えば、当面増加する都市的土地利用、人口減少下であっても都市的土地利用は当面世帯数との関係もありますので増加するであろうと見込まれておりますけれども、そういうようなものについて合理化及び効率化を図っていくですとか、あるいは、農林業的土地利用を含む自然的土地利用につきまして、温暖化ですとか食料の安全供給と自給能力の向上という認識が新たに加わっておりますけれども、適正な保全と、耕作放棄地等の適切な利用を図るという認識でございます。それから土地利用転換につきましても、可逆性が容易に得られないということから、慎重な配慮のもとで行うということになります。

次に、国土利用の質的向上の側面でありますけれども、安全で安心できる国土利用、それから循環と共生を重視した国土利用、それから、美しくゆとりある国土利用という観点

を基本とするということで、安全につきましては、特に今回、被災時の被害の最小化を図る減災の考え方、すなわち、被害は出るけれども、それを最小限に抑えるのだという議論をしていただきましたので、その考え方をここに加味いたしております。それから、農用地の管理保全というのも大変重要であるという議論もございましたので、それをつけ加えてございます。いずれにしましても、地域レベルから国土構造レベルまで、それぞれの段階で国土の安全性を総合的に高めていく。それから、循環と共生を重視した国土利用の観点ですけれども、これにつきましては、今日的な観点をたくさんつけ加えております。人間活動と自然とが調和した物質循環の維持ですとか、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減ですとか、あるいはエコロジカル・ネットワークについてもここで言及しています。それから特に自然の保全、再生、創出というところまで書き込んだことになってございます。国土利用に当たりまして、環境配慮の必要性を従来以上に強調しているというふうに、私どもとしては考えてございます。

4ページにまいりまして、美しくゆとりある国土利用の観点であります。これにつきましては、ランドスケープの議論をたくさんしていただきましたので、それを全面的にここに活かして書き込ませていただいております。「人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質とし、人々がそのように認識する空間的な広がり」を「ランドスケープ」ととらえ」云々ということで、地域が主体となってその質を高めていく。それから、緑豊かな環境ですとか文化の面にも触れ、それからスカイラインなどについても計画部会で意見がありました。それから美しさ、ランドスケープというのは、視覚的なところは当然でありますけれども、それに加えて安全な国土利用であるとか、循環と共生にきちんと沿った国土利用であるという側面も全部とらまえて、総合的な観点で国土利用の質を高めていく必要があるという方向性をここで述べております。

(ウ)でありますけれども、これは前のほうで、総合的なマネジメントについての必要性を述べましたので、それを受けて、何をすべきであるかというふうな方向性であります。土地利用をめぐるさまざまな関係性の深まりですとか、多様な主体のかかわりの増大を踏まえて、地域において総合的な観点で、国土利用の基本的な考え方についての合意形成を図る。それから、時間軸の観点で、一連のプロセス管理もしなきゃいけない。それから上で言いますような三つの観点、すなわち、安全・安心、循環と共生、美しさ、こういうものの向上などの視点も踏まえるということで、地域の実情に即して、柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される。すなわち、地方公共団体に対しまして「期待される」

というふうな国のメッセージを送るということでございます。その場合に、地域間の適切な調整も重要である。また、このような地域の主体的な取組み、これを国全体、あるいは社会全体としても促進していくのだというふうなメッセージをここで送るということでございます。

少し配慮事項でありますけれども、このような（ア）、（イ）、（ウ）の対応を行っていくに当たりまして、国土の有効かつ適切な利用に配慮する、有効利用を図らないといけないということと、それから海洋について議論いたしまして、国土利用計画におきます海洋の関係というのはいろいろ議論がありましたけれども、国土利用計画法、これが基本的には土地利用の調整というところの法目的があるということに鑑みまして、海洋利用と国土利用とが相互に及ぼす影響についても考慮していく、このような言い方でございます。さらに、多様な主体の参画という観点から、国土の国民的経営を促進していく必要があるという方向性をここで打ち出しております。4ページの一番下で、分権の進捗状況や首都機能の移転の検討状況について十分に踏まえるということでございます。

それから5ページにまいりまして、このような国土利用の基本的な考え方を空間論に落とし込んだのが、（2）の地域類型別の国土利用の基本方向であります。

ちょっと先走りますけれども、6ページの一番下の利用区分別の（3）国土利用の基本方向、これが農地・森林云々ということで、土地利用区分別にございます。（2）と（3）は、委員にもご指摘いただきましたように、いわばマトリックスの関係であります。都市の空間論を語るにおきましても、都市内には当然農地もありますし、それから原野も水面もある。もちろん宅地もあるということで、このようなパーツパーツを都市という空間でどのように構成するかというのが、（ア）、（イ）、（ウ）の空間論であります。それに対して、そのパーツごとに論じたのが（3）でございます。

いずれにしても、（2）に戻りますけれども、（2）で「地域類型の基本方向を以下のように示す」と。この場合に、各地域類型は別個にとらえるのではなくて、それぞれが機能分担するし、あるいは交流連携もするというところで、双方向的につながりを十分に考慮する必要がある。これは、冒頭に申し上げましたマネジメントにおける大事な観点であるということだと思います。空間論としての都市でありますけれども、これは、市街地について、あるいは既成市街地についてということで、ここでありよう、方向性を述べておりますけれども、全体としては市街化圧力が低下する、あるいは省CO₂型の都市構造や、集約型都市構造などを視野に入れて云々というふうな視点を加えております。このために、

中心市街地における都市機能の集約や、アクセシビリティの確保、これは集約型都市構造論であります。それから既成市街地における方向性、低未利用地の有効利用、地域の合意を踏まえて市街化を図っていくという方向性、それから都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する都市と周辺の農山漁村との機能分担、連携を促進するという考え方。そして、ひいてはそれが効率的土地利用に移っていく。それから、新たな土地利用がある場合も、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方で、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制するといふような、グリーンフィールド、ブラウンフィールドの考え方をここに反映させております。

今度は都市の質の側面で、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した国土利用への誘導ということで、安全面での配慮、それから熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、このようなことを含みます環境面での配慮、さらには美しさやゆとりという面での自然環境の再生、保全などを含む、そういう面での配慮がここに記述してございます。

それから6ページにまいりまして、農山漁村であります。農山漁村の空間管理論として、前半が農山漁村について、生産と生活の場だけではなくて、「豊かな美しい景観を有するなど、国民共有の財産であるという認識のもと」という言葉をつけ加えて、健全な地域社会を築いていく。この中で、例えば地域住民を含む多様な主体の参画によって、国土資源、すなわち土地や水路などの資源を適切に管理していくのだとか、あるいは二次的自然としての農山漁村における景観あるいは生態系の維持・形成、さらには都市との機能分担や交流・連携の促進というふうな視点をここに記述しております。そして、効率的な土地利用に結びつけていく。それから、農業について、農業の規模拡大が比較的な容易な地域にあつては、農地の集積を図る。あるいは生産条件が不利な地域にあつては、生産条件による補正等を行う。それから農地、宅地が混在する地域における方向性というふうな構成であります。

それから自然維持地域、これも従来からかなり充実させておりまして、自然環境の保全を旨として、維持すべき地域についてエコ・ネットの形成上、大事な役割があるということなので、自然環境が劣化しているところについてはそれを再生していくというふうな記述をつけ加えておりますし、それから、外来生物の侵入の関係、それから鳥獣被害の防止という観点から、自然地域と都市、自然地域と農山漁村、それぞれの関係の適切な関係を構築していくというふうな方向性を、ここでつけ加えております。

(3) は利用区分別の国土利用の基本方向でございまして、6ページからもう少し続け

たいと思います。

ここにおきましても、記述はこのように縦割りにせざるを得ませんけれども、それぞれの利用区分を別個にとらえるのではなくて、安全で安心な国土管理、あるいは循環と共生、あるいは美しさ、こういうふうなそれぞれの横断的な視点、観点に十分に留意する必要がありますし、それぞれの関係性についても配慮していくという認識でございます。

まず農用地でありますけれども、委員会でも議論がありましたように、国の内外の農産物の需給関係が大分変わってきていると思いますので、改めて農産物の長期的な需給動向にも配慮が重要であるということと、それから、市街化区域内農地の方向性につきましてもいろいろ審議していただきまして、保全を視野に入れた計画的な利用を図るというふうな記述がつけ加わっております。

それから森林につきましても、森林をめぐる状況がかなり大きく変わってきているので、そのような今日的な認識をここで、特に前半の部分で書き加え、あるいは修正をしております。温室効果ガス吸収源対策の着実な実施ですとか、あるいは多面的な機能の享受ということで、多様で健全な森林の整備と保全を図るということでございます。

森林のありようについては、措置のところはかなり詳しくやっておりますが、大きな基本的な方向としては、森林についてはこのような記述でございます。

原野について、これは大きく変わってはおりませんが、真ん中ぐらいで、「劣化している場合は再生を図る」、自然再生についての配慮を強化しております。

水面・河川・水路につきましても、これは施設の適切な維持・管理・更新という観点を明示的に示しました。これはもちろん土地利用ですので、上物の維持・管理・更新、それがひいては既存用地の持続的な利用につながるということで、せっかく用意した用地を持続的に使っていくという観点を、ここで強調してございます。それから自然環境の保全、再生、特に再生についても、ここで明示的につけ加えております。

それから8ページにまいりまして、道路。このコーナーは、基本的に道路を語るというよりも、道路のための、例えば8ページであれば「必要な用地の確保を図る」という用地論がこのコーナーで語っていることの本質でありまして、必要な用地の確保は図るのだけれども、これも施設の適切な維持・管理・更新という視点を明示的に示しております。農道、林道についても同じであります。

住宅地につきましても、耐震、環境性能を含めた住宅ストックの質の向上というところを強調しております。

工場用地につきましては、ヒアリングなども踏まえまして、地域資源の重視ですとか、あるいは産業物流インフラの整備、地域産業活性化の動向などを踏まえた用地の確保というふうな認識を示しておりますのと、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地について、土壌汚染対策が指摘されておりますので、それについて述べた後で、有効利用を図るというふうな認識を示しております。

その他の宅地でありますけれども、これは基本的には、商業、業務用地でありますとか、あるいは公共施設用地ですとか、そういうことを念頭に置いた記述でございます。中心市街地におきます都市福祉施設の整備や商業の活性化、昨年改正されましたまちづくり三法の考え方をここで反映しております。郊外の大規模集客施設について、広域的な影響を加味して適切な立地を図るというふうな認識を示しております。

それから、8ページから9ページにまいりまして、公用・公共施設用地につきまして、施設の拡散を防ぐ観点から、空家、空店舗の再生利用や、街なか立地に配慮するということ。

レクリエーション用地につきましては、いろいろ議論があったのですがけれども、国際観光の観点も委員などからご指摘がありまして、それを加味いたしまして、かつ、計画的な整備だけではなくて有効利用、どちらかといえばそれが遊休化しているところもありますので、適切な有効利用という観点をここに加えております。

工場跡地などの低未利用地につきましては、防災・自然再生のためのオープンスペースということで、自然再生の管理地というような見方もここで加えておりますのと、それから農山漁村の耕作放棄地におきまして、国民的経営の観点も含めまして、所有者による適切な管理に加えて、いろいろな人が参加するのだというふうなところをつけ加えています。

沿岸域につきましては大きく変わってはおりませんが、景観の観点をつけ加えました。

9ページから10ページにかけましては、これは次回の委員会で数字も含めてご報告いたしまして、審議をしていただきたいと思っております。

13ページに飛びまして、措置の概要でございます。まず、公共の福祉の優先、これは従来からあることでございますけれども、土地基本法の大事な精神をここでも受け継ぐこととしております。

それから、国土利用計画法の適切な運用で、後半の「また」以降、これを少し加えました。と申しますのも、地域での独自の取組が重要であるというふうな前段での認識を受け

まして、少なくとも私どもとしては、そういうふうな計画を策定するに当たりまして、いろいろな取組事例の情報の流通としての役割を私どもが担えるかなと思っているものですから、情報の共有の促進をするということ、ここで見出しにしたいなと思っております。

それから、地域整備施策の推進ですけれども、ここは地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、国土の均衡ある発展を図る、今日的な意味での国土の均衡ある発展論に、ここで修正をしております。

以下、保全と安全性の確保においては、火山噴火、地震などの観点を加えたのと、14ページにまいりまして、森林につきましても、森林の施業形態が近代化しておりますので、ヒアリングを受けまして、そのあたりの修正を図っております。

それから、ハザードマップについての議論がありましたので、規制・危険地域についての情報の周知などをつけ加えております。

(5) 環境の保全と美しい国土の形成ですけれども、環境負荷の低減に向けての土地利用という観点につきましても、これは全面的に新規に、環境省にもご協力いただいて、追加をここで改めて図っております。

それから循環型社会の形成に向けまして、このあたりは3Rの理論をここに入れ込みまして、表現を充実させております。

ウの生活環境云々は、大気汚染の議論が欠けておりましたので、これをつけ加えております。

エは環境用水の確保という観点をつけ加えております。

15ページにまいりまして、環境用水だけではなくて、これは水道の取水地点の再編というのをつけ加えていますのと、閉鎖性水域に流入する流域において、流域側でも、汚濁負荷ですとか面源負荷の削減対策が重要であるという観点をここでつけ加えておりますのと、土壌汚染の対策についても表現を充実させております。

原生的な自然、これも自然の再生・創出という観点を強調してみました。それからエコ・ネットについての記述を増やしております。それから、土砂管理の議論をしていただきましたので、山地から海岸までの一貫した、総合的な土砂管理の推進、あるいはそれとの密接不可分なものとして、土砂採取の管理についての記述をここで全面的に新規でつけ加えております。

それから、文化の側面を加味いたしました。

クにつきましても、後で環境省から補足説明があります。

それから、土地利用の転換の適正化につきまして、15から16ページですけれども、ここでもグリーンフィールド、ブラウンフィールドの考え方で、農林業的土地利用を含む土地利用が減少している一方で、低未利用地が増加しているということに鑑みまして、低未利用地の有効活用を通じて、土地利用の転換を抑制するというような考え方をここに付け加えております。

森林の利用転換、農用地の利用転換、それから大規模な土地利用転換、それから混住化の進行する地域については、三次計画の認識から大きく変わるものはないのかなという観点から、ここでは特段の大きな変化はありません。

土地の有効利用の促進ですけれども、いろいろ多様な主体が参画するというのもありまして、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入をつけ加えております。

17ページにまいりまして、バイオマスの議論をしていただきましたので、地域材の利用や、木質バイオマスの利活用の促進をつけ加えております。

水面、それから道路を飛ばしまして、住宅ですけれども、これは住生活基本法の制定で、大きく政策が変わりましたので、それを踏まえまして、既存ストックの有効活用や、ユニバーサルデザインの導入によって云々ですとか、あるいはニュータウンの再生、あるいは住宅の長寿命化、既存住宅地の整備を通じて、持続的な土地利用を図るという観点をつけ加えております。

工業用地につきましても、これはヒアリングの結果を受けまして、産業物流インフラの戦略的な観点をつけ加えております。

18ページにまいりまして、グリーンフィールド、ブラウンフィールドの考え方をもう一度強調しておりますのと、それから、国土の国民的経営の推進の項を立て、全面的に新たに書き起こしておりますが、これにつきましては十分にご審議をいただきましたので、それに沿った記述になっております。

それから、国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発ということで、不在村地主の議論がありましたので、高齢化や不在村化の進展により云々ということで、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、必要な対策を講じるというところをつけ加えております。

最後に指標の活用であります。指標につきましては、質的な面についてのモニタリングの議論もありましたので、そういうことも踏まえまして、指標を活用してモニタリングをしていくのだということと、その結果を踏まえまして、概ね5年後に計画の総合的な点検

を行うということをつけ加えました。これにつきまして、ごく簡単に補足的に、参考資料の3を見ていただきたいのですが、これはちょっと大部厚い資料ですので、ご参考までということでごく簡単にご紹介します。

この指標の活用に関連しまして、1ページめくっていただきまして、1ページの一番下に、「計画案において、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る」ということで、指標の検討について着手しているところでございます。

次のページにまいりまして、指標の考え方、このような地目横断的な指標ですとか、地域類型別の指標ということをやっておりますのと、それから、従来の利用区分ごとの面積に加えまして、このような観点から、国土の利用状況を主として質的な面から把握するということの検討を始めてみております。

それから3ページにまいりまして、実は、今私をご紹介しました本文の中で質的な記述がたくさんありますので、その質的な記述を全部引っ張ってきました。それで、例えば3ページの安全・安心に関して12個の指標を見つけていまして、災害に関する地域ごとの特性を踏まえた適切な国土利用ということで、これは後でありますけれども、7つありまして、このような作業を、今始めているということでもあります。ただ、この指標につきましては、最後は市町村でもできるということですので、非常にお金のかかるハイテクの指標ではなくて、ごく普通の統計書でそのまま使えるというものを十分重視した指標の洗い出しをしています。

もう一つの視点が4ページで、地域類型別の指標。都市空間論と農山漁村論というのがありましたけれども、このような観点でこういう指標があるのではないかということで、いわば6つの視点から指標を洗い出しまして、それを今後モニタリングしていきたいということでもあります。

非常に簡単に言いますけれども、例えば11ページを見ていただきますと、これは地目横断的な指標、共生・循環の観点で、特にその中でも都市的土地利用に当たって、本文の中で、自然環境への配慮という言及がたくさんございます。これにつきまして、例えばこのようなものがあるのではないかということで、環境白書におきましては、1人当たりの二酸化炭素排出量というものがありますので、こういうものを組み合わせることによって、5年ぐらいこれで練習することによって、国土の状況についての質的な面での把握ということの練習を我々としても重ねまして、実績をつくっていききたいということでございます。

以下のページは全部、そのいろいろなサンプルでありまして、こんな検討をしていると

いうことを簡単にご紹介させていただいております。

ただ、本日のご審議につきましては、どうぞこちらの本文のほうを中心にさせていただければと思います。

なお、この後引き続きまして、環境省から、先ほどの環境影響評価の部分につきまして、さらに検討が進んでいる部分もありますので、それにつきましてご紹介いただきと思います。お願いします。

【事務局】 環境省環境計画課長の奥主でございます。報告素案をご審議いただくに当たりまして、環境省からも一言補足させていただきたいと思っております。

環境省におきましては、本計画の共同事務局といたしまして、国土交通省と協力いたしまして素案の作成に当たってまいりました。本日の素案には、地球温暖化問題の対応、あるいは循環型社会の形成、豊かな生態系の構築など、これまでの委員会でのご意見を踏まえまして、今後10年間にわたります国土利用の戦略を示す上で、重要な課題について十分反映させていただいたものと考えております。

ただ、なお1点、環境アセスメントの部分でございますけれども、前計画が策定されました10年前以降でございますが、環境影響評価法の成立等の進展を踏まえまして、国際的に見ても遅れております戦略的環境アセスメントの考え方をうまく位置づけられるかにつきまして、なお検討しているという状況でございます。環境アセスメントの取組と、国土の適切な利用といえますのは、持続可能な国土の管理を行う上での車の両輪であるというふうに、当方は考えております。この点につきましては、今後、委員の皆様方に、さらにご検討をお願いすることがあろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

【事務局】 ありがとうございます。

ちょっと長くなりましてすみません。説明は以上でございます。冒頭申し上げましたように、委員の皆様方に、ぜひ基本構想の部分を中心に、時代認識の妥当性ですとか、あるいはこの計画が都道府県計画ですとか、市町村計画に対する基本であるというふうな役割ですとか、あるいは国の他の計画に対する国土についての基本であるとか、参考資料4を見てほしいのですけれども、この国土利用計画全国計画の役目というのがございます。こういうふうなこの計画の役目などの観点から、これでいいのかというふうな観点を中心に、ぜひご審議をいただければと思います。どうもありがとうございました。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

国土利用計画法自体は改正されていませんので、枠組みとしては大きく変わってございませんが、事務局のご努力によって、内容的には我々の議論した中身が十分盛り込まれてきているのではないかと考えております。ただ、なお委員の方々からさまざまなご意見をいただいて、内容を充実していきたいと思っておりますので、ぜひ、ご質問、あるいはご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 拝見させていただきまして、同じ表現が何回も何回も出てくるなという印象がございます。役所の報告書はそのようなものだとおっしゃるとしたらそうかなと思うのですが、そうした中で、逆に我々の持続可能な国土管理専門委員会ということなのですが、この「持続可能な国土管理」という言葉が2回しか出てこないのですよね。一つが3ページ目にして、持続可能な国土管理とは何かということが書いてあって、それはよい状態で国土を次世代に引き継ぐこと、そうかなという気はしますが、もう1回出てくるのが、先ほどの最後のほうの18ページでしたか、指標の活用というところで1回出てくるだけで、わざわざ専門委員会をつかったのであれば、持続可能な国土管理ということがどういうもので、もしかすると3本柱の一つであります循環と共生というのにかなりオーバーラップしているので、そちらの言葉が繰り返し出てきて、持続可能な国土管理という言葉が消えているのかもしないのですが、その辺のキーワードとして、持続可能な国土管理というのを打ち出すのであれば、逆にもう少し随所にちりばめていただくほうがいいように私は思いました。

もう一つ、私がここに呼ばれましたのは、水に関してちゃんと見なさいということかと思うのですが、そういう意味で申しますと、15ページの一番上ですが、健全な水循環系の構築を図るところで、地下水の適正な利用というのが入っております。私はこれが非常に大事な点だと思っております。向こう10年を考えると、現在、私水としまして、土地に付随したものと考えられている地下水を、より広い公水、パブリックウォーターの一部として位置づけて、一体として管理していくということがおそらく非常に重要になると思っておりますので、その発端をつける意味でも、こういう記述は大事だと思うのですが、そういう意味で言いますと、ここはかなり後ろのほうですので、7ページの一番下、水面・河川・水路について云々の、この段落のどこかに「地下水も含めて」とか、地下水も含めて水面・河川・水路と一体として適正な利用を図っていくといった表現があるとよろしいのではないかと考えておりますので、コメントいたします。以上です。

【委員長】 後者についてはご意見として承って、私もそのとおりだと思いますけれども、前者についてはどうですか。

【事務局】 ご指摘、持続可能な国土管理というのが何かというのは、多分それは、言い切るのは永遠に難しいテーマなのかもしれません。この紙の中で整理してみましたのは、まさに3ページにありますように、循環と共生にかなりオーバーラップするという部分は当然ありますけれども、それに加えて、2ページから3ページにかけて、持続可能な構成要素をここで記述しております。一つが、土地需要の量的調整をちゃんとやるということと、それから質的な向上をちゃんと図っていかねばいかんということと、それから、それを前提として維持管理をちゃんとやらねばいかんということ。それから最後に、地域における国土利用の総合的なマネジメントをやっつけようじゃないかと。それを国としても、社会全体で促進していこうというような観点を全部あわせ持ったものとして、持続可能な国土管理というふうな概念構成をしてみました。確かに、ここで1回しか出ておりませんので、このような考え方で当然全部の記述を通してのつもりでございますけれども、記述ぶりにつきましては、もう少し検討してみたいと思います。

【委員長】 そうですね。内容的には3ページのア、イ、ウそれぞれが全体として持続可能な国土管理の中身だというように表現していると理解できるわけですね。そのことが必ずしも読み手に十分に伝わっていないような感じがします。そういうことだということをごまかすにしっかり書き込む必要が、私はあると思いますね。それで終わってしまって、「これらの課題への対応に際しては」と、何となくぼわっとした書き出しで始まっているので、むしろ、「持続可能な国土管理という新たな課題への対応に際しては、以下云々の記述がありますよ」というような記述にするとか、そういう工夫は確かにあったほうがよろしいかと思いますが、いかがですか。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 いいですか。それでは。

【委員】 議論してきたことがよく盛り込まれていると思いますが、基本条件における状況認識のところ、一つ抜けていたと思うことに気がつきましたので、それについてコメントさせていただきますが、日本で温暖化と呼ばれている気候変動に関することなので、吸収源などの対策の必要性については書かれているのですが、適応策が既に必要になっているという点ですね。それがどこにも書かれていないように思います。それで、ヨーロッパなどの各国の動きなどを見ますと、もはや相当の気候変動は避けられないと考えて、それに社会をどう適応させるかというようなことがかなり重要な議論になってきているように思うのですね。

昨年末に英国で出されたスターン報告も、クライミットチェンジが経済や社会にどうい
う影響をもたらすかについて予測・分析を行っていて、日本に関する記述も幾つかありま
すけれども、例えば日本では、低標高の土地に人口が密集しているので、海面が上昇する
ことに対して脆弱なのではないかとか、それから稲作に関して、南の地方の稲作に困難が
生じるのではないかというようなこと等、余所の国で分析してもらっているという面もあ
るのですね。

それで、I P C Cの報告書が出そうのにはまだ時間はかかるのですけれども、もう、
どんなことが出てくるかということをおはわかっていますし、ヨーロッパなどで先行して
進められている検討など、十分に参考にできるものもあると思いますので、例えば、日本
では海面上昇とか異常気象が、今までよりももっと災害をもたらす可能性というものもあ
ると思いますので、そういう災害に対して脆弱な地域について、国土利用の面から、例えば
エコロジカル・ネットワークが非常時には減災に役立つようなネットワークのあり方を考
えるなど、そういう国土利用面からの対策の、少なくとも必要性ぐらひは述べておいたほ
うがいいのではないかと思うのですね。といいますのは、おそらくここ1年、2年たつと、
社会の中でもそういうことに対する認識、日本はまだおくらせているとは思いますが、
高まってくると思うので、そのときに、この計画に記述がないということはよくないだろ
うと思います。

それから、先ほど環境省の方のご説明のあった、戦略的なアセスメントというのは、計
画段階でしっかりといろいろなコンフリクトのあることがうまく両立するように検討を行
うということですので、国土利用の中でも、そういう要素をしっかりと取り入れるなり、少
なくとも考え方は記述があったほうがいいのではないかと、先ほどお話を伺って「ああ、
忘れていたな」と思いました。

【委員長】 前者についてのお話、現況がどうなっているかという条件変化ですね。そ
れは本文で言うと1ページとか2ページに書かれている。それと、委員がおっしゃってい
るのはそれに対してどういう対策を。

【委員】 対策に関しては、吸収源のこととかが書かれているのですけれども、対策を
立てたとしても、かなりのクライミットチェンジは起こってしまうということは、科学的
にも認められるようになってきていて、起こったときに社会としてどういうふうに対応
するかというアダプテーション、適応策というのが、今、議論の的になってきているので
ね。それで、適応策、いろいろなあり方があると思いますけれども、国土利用の面からで

きる対策というのについても、先ほど申し上げた例のようにあると思いますので、そういう視点を入れて書いておくことが重要なのではないかと思います。

【委員長】 意見はわかっているのですが、具体的に今回の本文に入れるときに、基本的条件の変化というのが1ページと2ページに書いてあるのですよね。そこに付け加えることがあるというご意見がまずありますね。

【委員】 まず必要だと思います。

【委員長】 それと、それに対しての。

【委員】 災害との関連での記述があるようなところに、もしかしたら修飾語として入れたりということもあり得るかと思っているのですけれども。

【委員長】 その部分がまずあって、それともう一つ、適応の議論。

【委員】 策の一つとしては、例えばエコロジカル・ネットワーク、先ほども申し上げたのですけれども、その計画をつくるわけですが、そのときに、災害が起こったときにそれを弱めることができるようなネットワークのあり方を考えておく。単に緑と水がつながっているというだけではなくて、そういうようなこともあり得るのではないかと思います。

【委員長】 わかりました。その二つの要素ですね。どうぞ。

【委員】 いろいろ聞いていて、意見を述べようと思っていたのですけれども、お二人の委員の話もあったので、それと絡めてお話ししたいと思います。

一つは、理念としての持続可能性と、それから持続可能な国土管理という言葉が、少し別の意味のとらえ方をしている。理念の話で持続可能性がある。これは中身で、安全・環境・景観とか、何かそういう理念のための要素みたいなものが書かれているのかな、だからだぶっているように見えて、持続可能という言葉で書けばすっきりするのになというところが、持続可能という理念は何と何によって達成されるのだという理念的な達成の中身、それから現実にやるときに、国土管理でその理念を達成できることもあるし、それ以外のオペレーションでやることも当然あるだろうということで、そういう理念の話、持続可能性とは何か、その中の要素は何か、それから国土管理の中でやれることは何かということを少し切り分けたら、そのところがよくわかるのではないか。その辺は私も、これを読んでいて、持続可能性という話と、それからいろいろな、例えば安全、環境、景観とか、あるいは美しい国とかというような形で理念がどうも三つにまとめられているようなものだけれども、そこを少し関連性をしっかりされたらと思いました。

それから、エコ・ネットと防災緩衝帯みたいなものを組み合わせた機能というものを考

えることが非常に重要だという指摘があったのですが、この中で、最初のほうで、相互関連性を強調しているというふうなことをおっしゃったわけですが、機能の中で相互関連性の話をもう少しすればいい。すなわち、持続可能性を達成するため、あるいは三つの理念を達成するためのいろいろな施策として求める機能があります。一つは環境だし、一つは安全だしというふうに切り分けているわけですね。でも、そのためにやる管理は必ずしも切り分けられているわけではなくて、うまい管理をすれば、その三つのうちの幾つかが有効的に機能するかもしれないという視点が、すなわち機能のほうの相互関連性についての表現というものがあつたらいいのかなという気がいたしました。

この相互関連性ということについてももう一つ気になったことは、例えば15ページのかのところで、「海岸浸食というふうな問題は、土砂、あるいは流砂系の問題です」というように、一つ一つ分断的に書いてあるわけですね。でも、今、こういう国土管理の中で持続性とか理念にかかわる事柄は、実は水循環の健全さとか、流砂系の健全さとか、さらに加えて、水とともに流れてくるさまざまな物質の輸送とか変化過程における健全性とか、もちろん人間が回すマテリアルの意味での循環とか、いろいろなものが多分あると思うのですが、実はそれが相互にかかわっているわけですね。水循環の健全性がなければ、流砂系というのはエネルギーを加えなければ回らないわけだから、現実には、水循環の健全さと流砂系の健全さというのは相互に関係しているわけですね。例えば、ダムから土砂を外へ出したって、それは洪水がなければ流れないわけですから、水の循環のうまいシステムと、土砂が山から海まで流れるシステムをつくるということは、我々が健全にしようという自然のシステムのほうも、実は相互関係性を持っているということをもう少し認識した形に書けば、これは文章ですから個別にあるのですが、一度フローチャートみたいなものをつくられて、機能の面で、あるいは原因の面で、いろいろな面での相互相関性をもう1回検討されると、文章もすっきりしたものになるのではないかと、そんな気がいたしました。

【委員長】 一応、今のご意見に対しては、事務局は5ページの(2)、それから7ページの(3)の冒頭に、簡単な記述なのですが、相互関係性を考え、別個にとらえるのではないと言いつつ、記述的にはそこを詳細に語ることはなかなか難しいのでそういう処置をしているわけですね。委員おっしゃるように、それでは具体的に何だということをこの中に記述で盛り込んでいないというふうに、私は理解したのです。そういう対応ですよ、これは。どうですか。

【事務局】 はい、大変難しいと思います。一つありまして、国土利用計画と国土形成計画と二つありまして、国土利用計画の役目が、そもそも、究極的には土地利用調整のための一番もとなる指針であるということもあるものですから、大体述語も「効率的な土地利用を図る」とか、「用地の確保を図る」とかというところに落とし込む性格のものでございます。

他方、現時点では、この間もご紹介しましたけれども、国土形成計画を中心とした中間とりまとめの中では、水循環のことも当然議論しておりまして、その中で、まさに水循環によって土砂移動が行われますので、そのあたりの関連性ですとか、そこを意識した記述にしてございまして、実は、国土形成計画の中で、「こういうふうな議論でこうなっております」というご紹介が、まだできる状況になっておりませんが、また、議論が進みましたら、そこもあわせてご紹介いただきまして、こちらで書く土俵は切り分けなければいけないのかなというふうにも思っております。

ただ、いずれにしましても、委員長もおっしゃっていただきましたように、機能の面での相互関連性という考え方は当然大変大事だと思いますけれども、それを具体的に書き込むとなると、多分すごく難しいかなという気もしております。

【委員長】 それで、国土形成計画の中で、我々のセクションで議論している中身については、次の委員会あたりにできればご披露していただくということになっていたのですが、そこをご覧いただいたときに、再度、ご意見をいただくことにさせていただければ。内容的には、今のご意見と国土形成計画がかなりだぶってきてしまいますので。

【委員】 一つは、国土形成計画と国土利用計画の関連性を明確にするということ、今回一緒に議論していることは非常に重要なことだということ。すなわち、コンセプトが国土利用計画の中にどんなふうに入り込んだかは、明らかにされたほうがいいのではないかという気がしたのと。

【委員長】 いや、逆です。国土利用計画のコンセプトが、国土形成計画にどういうふうに反映したか。

【委員】 一方では、国土形成計画で議論したことが、国土利用計画の一つ一つのところとどういう関係があるのかということも明確にしたほうが、国土利用計画として説得力があるのではないかというのが私の意見です。

【委員長】 そういうご意見ですか。

【委員】 先ほど前文に相互関連性というのが強調してあったから、私はあえて申し上げ

げたのだけれども、機能のほうが少しまだ弱いのかなと。だからこそ、先ほど例に挙げましたような、「カ」のところではと個別に海岸土砂の問題が入ってきたりというような形で、個別に挙がっていることの連関性が見えないのはしょうがないのだけれども、もう少し整理できないものかな、努力をお願いしたいということです。

【事務局】 工夫したいと思います。

それからちょっと議論を混乱させてしまいましたけれども、まずは国土利用計画を仕上げるのが先ですので、国土形成計画の議論は当然ありますけれども、この中でどういう表現ができるのか、難しいけれども、ちょっと工夫してみたいと思います。

【委員】 森林に関して、基本的にこれでそんなにおかしいというわけではないのですが、農業はかなり細かいというか、将来の方向性みたいなものがかなり書き込まれているような気がするのです。それに比較すると森林のほうは、2点ほどちょっと気になるのは、持続的国土の維持のための持続的森林管理というものの姿が少し見えにくいのではないかなという感じがするとともに、農業のほうは経営という視点が幾つか入ってきているのですが、森林の場合は林業という経営の部門のところの視点が少し抜けている。管理に関しては間伐だとかいろいろ書いてあるのですが、経営として森林を維持していくというのはかなり大事なポイントだと思うのですが、その視点が抜けている。管理が入っていて森林の機能みたいなものは入っているのだけれども、その間をつなぐ経営みたいなものが農業に比べると、抜けているのではないかな。その2点です。

それと、先程環境省さんがおっしゃられたコメントの中で、多分これは前に私が少し総合的な事前のアセスメントみたいなものが欲しいというお話を、自分のところに高速道路がついていくことの現状でちょっとお話ししたことかなと思うのですが、先程、諸外国の話で国際的に少し遅れているという話があったのですが、私自身は海外のことはあまりわからないので、どんなに進んでいるのかとか、日本との違いがもしわかればお聞かせいただけると。以上です。

【委員長】 最初のご指摘2点は、おそらくそのとおりだと思いますので、事務局のほうで工夫してください。3点目は。

【事務局】 お答えいたします。戦略的環境アセスメントで、諸外国の動向でございませうけれども、アメリカでは1969年、カナダは1999年という早い時期に導入がされております。欧州におきましても、2001年にEU指令が採択されまして、SEAに関する制度化も進みまして、現在ではEU27カ国中25カ国において導入済みというよ

うな状況でございます。また、アジアにおきましても、中国、韓国等で導入されておりまして、フィリピン、タイと、今、導入を検討しているというふうな状況でございます。諸外国の状況は以上でございます。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 結構海外では動いているわけですね。

【委員長】 そうですね。

【委員】 低未利用地の議論なのですけれども、例えば4ページのエのところとか、それから16ページの土地利用の転換の適正化というところなのですけれども、これはこの前の議論から、低未利用地の利用について具体的な施策としては、例えば9ページのところに都市の低未利用地については再開発用地や防災、自然再生のためのオープンスペースというふうな具体的なことが書いてあったのですけれども、この前からの議論の中で、農山漁村における低未利用地を自然に戻すというふうな議論もあったかと思うのですけれども、そういったところというのはないので、もし、そういうことも検討が可能であれば、書いていただけたらというのが1点です。

それと2点目は、先ほどの委員の高潮というか、だんだん水位が上がってくるということと関連して、沿岸域でいいのかわからないのですが、ある特定の地域ということで、西日本ということで9ページのシ、沿岸域だけれども海岸から微妙な距離なのですけれども、西日本ですとか三陸の場合ですと、津波の危険性というのがあるので、西日本の自治体だと、沿岸域の利用を少し制限して内陸に移ったり、逆に公共建築物を沿岸域に出して、津波避難ビルにしたりというふうなこともやっておりますので、この沿岸域の定義が海岸部分だけだとちょっとあれですけれども、沿岸域のところを海岸部だけとしてでも、そこに来ているレジャー客の、東南海・南海地震の津波による被災者数というのは非常に多いので、沿岸域における津波対策みたいなものも、もし可能であれば一言どこかに入れていただけるといいのかなという、この2点でございます。

【委員長】 2点目はよくわかりました。1点目の低未利用地はどうですか。項目として挙がっているのですけれども、確かにほかのところでも結構出てきていますよね。

【事務局】 17から18ページの低未利用地。それで、「状況に応じて自然の再生を図る」などと、一応。これは、このぐらいかなというのが私どもの感じで、と申しますのも、これについての具体的な施策とか、なかなかまだ追いついていない状況もあるものですから、このぐらいの認識を示すにとどめざるを得ないかなということでございます。

【委員長】 よろしいですか。ほかにどうですか。

【委員】 すみません。本日のお話はよく理解できました。方向性としてもこれでいいのではないかと思うのですが、これが最終的に出たときに、この最後の表に数字が入って出てくるのですよね。

【事務局】 そうです。

【委員】 それで、我々の委員会の議論では、例えば3ページ目の真ん中にあります(イ)とか、空間利用の質的側面をめぐる議論を結構頑張ってきたと思うのですよ。量的な話ではなくて、質的に良好な空間利用をどう導くかということ。最終版でこの表の数字がどう出てくるかはまだわからないですが、この表に数字が入って出てきたときに、一般の方には量的な感覚のみで見られる要素が非常に強いと思います。最後の国土利用の方策が基本方向とかの中で既に具体的に書かれているところもありますが、その中に、質的に良好な空間利用はこういうことなのだよという話がもうちょっと、量的な情報だけではなくて、そのことがわかるような説明があるといいかなと思いました。

もっと違う言い方で言いますと、多分、この表の数字をぱっと見られた方は、例えば農地の割合が増えるのが循環型社会の形成につながるのだとか、そういう感覚で見られてしまうと思うのですよね。しかし実際は必ずしもそうではなくて、本日の参考資料3の指標の中でも非常に感じたのですが、例えば参考資料3の11ページに、都市の指標として自動車走行キロ数とかというのが上がっています。けれど、この指標だけに着目して考えると、この自動車走行キロ数が高いのは実は都市ではなくて農地に住まわれている方のほうなのですよね。だから、そういういろいろな要素を考えると、ただ単に目標数値が、こっちが大きくなったから環境に配慮しているのだとかしていないのだとかというふうに単純にとられないような形で内容を補足しておく必要があります。参考資料3に相当する指標群も、うまく質と量の両方をカバーするような形でつくっていただいて、質というのをチェックするというのは、こういう観点が重要なのだということであわせていくような形で、もうちょっと議論が必要なのではないかと感じました。

以上のこともふまえ、資料1の中で質の議論というのをもうちょっと加筆できる部分があれば、わかりやすいように入れていただくということと、参考資料の中の指標のところ、まだ内容が偏っている部分がありますので、その辺はもうちょっと見直していただいたほうがいいのかという、その2点になります。

【委員長】 それでは、今のご意見に対して。この参考資料3のほうは具体的にどうい

う扱いになるのですか。

【事務局】 これはまさに委員がおっしゃったように、質的な議論を一生懸命したということがありますので、質的なものを定量的に把握する手法を考えなければいけないということで勉強を始めたということでございます。この趣旨は、資料1でこの計画が閣議決定されまして、たった2行かそこら、指標の活用というのがありますけれども、そのような計画推進の段階で、私どもこういうものをだんだん充実させていながら、まず、国土の質的な側面というのをどう測るのか、それを国だけではなくて、必要があれば、あるいはもしご意向があれば、計画の推進を通じて、県なり市でもどういうふうにやったらいいのかという技術を高めていきたいというふうな趣旨で、今、これを始めたということでございます。もちろん、肩入れ等々ございますので、委員会にはあまりたくさんお願いできないと思うのですが、個別にもまたお伺いしまして、ご指導いただければということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、国土利用計画法は、法律によって立つところが量的調整というのは否めませんので、閣議決定の文書としては量的な部分を中心に出していくということでございます。

【委員長】 今回、国土利用計画法が改正されなかったわけですが、将来、もしも国土利用計画法改正の議論ができたときには、我々、こういう形で、質的な側面をかなり書き込んでいますので、それをどのように計画として表現するかという内容の精査の議論が、おそらく必要なのだらうと思ひますね。

【事務局】 そういうことを見据えまして、まず、質的な目標を議論するはるか手前に僕らはいらぬのだと思ひますので、それを現実にとらえていくのだという練習を本気でやろうかなということでございます。

【委員長】 それでないと、何となく数字というのは一人歩きするのですよね。19ページの数字が何となく国土利用計画の中心ではないかというふうに出てくるくらいがありますので、本当はそうではないので、参考資料、付表なのですがけれども、どうもそうではない部分があるものですから、ご意見はそのとおりでございまして、将来に向かってはそういう方向で考えていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

【委員】 先ほどの戦略的アセスメントにつながるような話なのですが、現行の国土利用計画法の延長線上で、この全国計画をつくって、それと国土形成計画と、あわせて作業していかざるを得ないというのは、これは現実にはそうせざるを得ないわけですからそれはそれでいいのですが、一方で、国土利用計画の体系がそのまま残されていますので、

都道府県計画や市町村計画の行く末が非常に気になるのですよね。現状のままですと、特に、市町村計画の持つ役割というのが必ずしも明確ではありませんから、そのままいくと、その部分が現実にはほとんど市町村で計画が策定されないままになってしまうという問題と、それから、先程来出ている、いろいろな多機能性を持った空間で、優先度の高いところをエコロジカル・ネットワークという形で確保して行くとか、あるいは、それに災害という観点も入れながら、適応戦略といったものもそういう中に入れていくということアピールすれば、逆にそういう市町村計画というものが、実は、土地利用にまつわる総合的な計画として非常に意味があるのだということを訴えることができると思うのですね。

今、ここに書いてあることを見ますと、都道府県計画や市町村計画に対しての期待といったところが全くないのですよね。そもそも、全国計画でそんなことを書いてはいけないというルールがあるのかどうか知りませんが、少なくとも、私がざっと見た中では、「国土利用計画法等の適切な運用」という中で、「本計画及び都道府県計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る」なんて、こんなのほとんど言ったことになっていないのですよね。これは何も言っていないのとほとんど同じだと思います。そういう新しい状況認識に基づいて、こういうふうな形で市町村計画とか都道府県計画をやってもらいたいという形のメッセージにはなっていないので、例えば、こういうところなら、少し工夫をすれば、先ほど来出ているような議論というのは吸収できて、そして、これを読んだ人が「ああ、全国ではこうなのだ」というだけではなくて、「それではうちでも一つこれをつくってみるか」というふうな形になる、そういう気にさせるような文章で書かないとまずいのではないかなと思うのですね。

それと、私が前から気になっておりますのは、市町村計画の参考図という位置づけ。あれが実際には運用実態を見ていますと、あの参考図をベースにしていろいろな条例を展開したりというようなことで、総合土地利用政策という形で、この国土利用計画を運用しているというのが、国土利用計画がきちっと使われている例としては多いのではないかと思いますのですけれども、その辺のこともこの際どうするのかというのは言っておいてもらわないといけないと思うのですね。相変わらず参考図のままなのか、そこのところは少し状況も変わったので、市町村計画の位置づけについても変えられるのかどうかですね。各省折衝とかでそういうことはやってもらったほうがいいと思うのですよね。全国の役割という

のはそういう意味もあると思いますよ。全国でどう考えるというだけではなくて。

【委員長】　　ちょっと制度の枠組みにかかわる話でもありますので、事務局は、今の発言についてどうですか。

【事務局】　　はい、地域への期待は、この後ろのほうをご覧になると、この書き方が十分でないかもしれませんが、私達の思いとしては、その前のほうで表現は抑制的ながら、地域の期待というのを書き込んだつもりでございます。ただ、それがその後ろのほうで受けた形になっていないというようなご指摘かなと思ってしまして、例えば2ページの(ウ)で、基本的に地域での土地利用のものの見方というのはこういうことなのではないでしょうか、その中で地域での取り組みの重要性が高まっておりますですか、4ページの(ウ)の中で、「柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される」というふうなことで述べております。それを後ろのほうで受けて、国土利用計画法の適切な運用の中で、どういうふうに進捗していくかということ、委員のご指摘を踏まえて、もう少し工夫してみたいと思います。

参考図につきましては、ちょっと難しい問題もあるのですが、もう少し検討してみたいと思います。

【委員長】　　ぜひその辺の記述を加えていただきたいのと、その適切な運用の最後のところに、情報をこれから共有するのだということを書いてあるのですが、その前に、委員がおっしゃったように、それを活用している事例が既にあるので、そのことに触れた上で、そのような先進事例を含めて情報の共有を図った上で、皆さんで新しい国土利用計画の状況の中で対応していきましようというような、そういう記述を入れてみてはどうかと思うのですね。そういうことだと思います。

【事務局】　　ありがとうございます。

【委員】　　ここにまとめていただいた姿について異論はございませんが、国土利用計画は「どうして利用するか」「その姿をどうして実現するか」というところに問題があると思うのですが、特に農業、林業等で、あるべき姿は書いてありますけれども、今までそれが、利用計画が悪かったからできていないのではなくて、いい計画があってもそれができていなかった部分がたくさんあると思うのです。それは阻害要因がたくさんある。その阻害要因の多くの部分は私権に属することでありまして、それで、所有者を調べるとか、それは姿としてはいいのですけれども、それをどうやって実現するかですね。そして、それから、その私権にかなり踏み込まないと、実際の利用というのは、農地も林地もできな

い話だと思うのですが、そのあたりの人間的な制約、それから制度的な制約といったようなものについても、これを改善していなければいけないとか、そういうようなことがないと、せっかくいい絵をかいても、実際にその姿を実現することができない可能性があるのではないかと思って、心配をいたします。

【委員長】 おそらくその議論は、具体的に考えてみますと、先ほど委員がおっしゃったような、各市町村、都道府県レベルで土地利用調整条例というのをつくって、その土地利用調整条例のベースにあるのは土地利用調整計画という国土利用計画とつながっているものをベースにして、最近では、条例の規制力というか、権限をかなり強く使える考え方が出てきていますので、ここでそこまで書き込めるかちょっとわかりませんが、運用的にはそういう話は十分出てきていますね。お話のような対応が少しずつできるような状況が上がっていますから、先ほど考えたような記述をここにぜひしっかり書き込んで、今、委員のおっしゃったのはそのとおりだと思いますので、それに対して、1歩進むような記述をここに書き込んだらどうかと思います。

【事務局】 はい、工夫してみます。

【委員長】 他にいかがですか。どうぞ。

【委員】 近々、アメリカ人に国土計画の説明をしてくれと言われて、100人ぐらい相手にするのですけれども、ものすごく期待されていて、日本における計画的な国づくりの推進というのは、彼らはビジョンが見えないので、どういう国になるのだろうかということを、国土レベルで注目をしているということです。

その関連で2点なのですが、1点目は、今、委員がおっしゃったことなのですが、私権の制限というのはグローバルスタンダードだと思うのですが、日本の場合は実際にはなかなか制限をかけないというところがありますので、それに対してどういうメッセージを計画レベルで出せるのかというのが問われているかなということで、公共の福祉の優先と書いているのですが、この表現は前の計画と全く同じなので、対比してみると何か変わったのかということになると思いますから、これは変えないと、踏み込まないと、計画の実現可能性という観点では「今までと同じなのですね」というふうにしても伝わってしまうと思いますので、ちょっと工夫が必要かなという感じがいたします。

それともう1点は、従前と同じものが結果的にはかなり多いということで、国土の国民的経営という話は、これは新たに付加されているのでこれは宣伝できるなと思っているのですが、読みながら英語にしようと思っていればなかなかないというのが、

ちょっと抜けているところがあるのですよね。それで、具体的には18ページの(8)「国民的経営の推進」のくだりの中で、一つは、民間企業というのをあえて落とす意味があったかなというのがあって、国、行政の役割の次が、いきなり個人・住民・NPOかというのがあって、企業が間に入って、農地にしても林地にしても、あるいはその他の土地にしても、所有者以外の民間企業の知恵とかアイデアとかというものを使う、それは全く排除されていないはずだし、世の中の流れだと思いますので、民間企業を入れるというのが一つ。

それから、国民的経営の定義として、適切な管理に参画するということが定義になっているのですけれども、それは経営じゃなくて参画なので、参画して何かを行うことが経営だと思うのですよね。それで、何を行うかという、多分これは、参画し、国土管理全体の費用対効果を引き上げるというような意味かなと思います。そうすると経営という言葉に非常に連関していくと思うのですよね。では、多様な主体が参画したら何で費用対効果が上がるのかという説明がもう1個必要になってくるのですよね。それは、それぞれの多様な主体が、最も自分が得意な役割を分担するので、その人にとっては他者がやるよりも費用が安く済むとか、あるいは効果が大きく出るということなので、その役割を企業が担ったりNPOが担ったりしていることは事実だと思うのですよね。したがって、その役割分担の話というのが一つ入るべきかなということで、それを全部入れて欲張りな文章にしてみました。ちょっと読み上げますね。最後の3行なのですが、「所有者」以降。「所有者・地域住民・行政・民間企業・他地域の住民など、多様な主体がさまざまな方法により、自分の得意な役割を分担し、国土の適切な管理に参画し、国土管理全体の費用対効果を引き上げる国土の国民的経営の取組を推進する」、ちょっと長いので修正していただければいいのですけれども、いずれにしても要素が抜けているかなと思うので、入れたほうがいいのではないかな。

これは作文の世界なのですけれども、問題は、国民的経営の指標をどうするかということだと思うのですよね。これは新たに付け加えないといけないので、これから工夫をしていただくというか、委員のほうでも考えるということでもあるのですけれども、経営の指標というのが、もし、なるほどというのが出てきて、それに対するアウト・カムが明確になれば、これは相当インパクトがあると思いますので、そこが今後集中的に考えるべきところかなと思いました。以上です。

【事務局】 どうもありがとうございます。

【委員長】 大変適切な修文。ただ、費用対効果という言葉を入れるかどうか、ちょっと事務局のほうで議論してください。

【事務局】 はい、検討してみます。

【委員長】 最初のご意見、どうですか。公共の福祉だけでは十分ではないというご意見です。冒頭の説明では、もともと法が変わっていないので、もとの記述をそのまま引っ張ってきましたというご説明なのですね。その辺の関係、事務局でどうお考えなのかということと、今のご質問、ご意見にかかわると思いますけれども。

【事務局】 委員のご指摘も含めまして、私権の制限についてのメッセージ、何をどこまで言うのか、あるいは言えるのかということころは、大変私自身は意識をして、ずっと考えてはきているのですけれども、これは非常に難しい問題でもございます。答えにはなっておりませんが、まず、こういうふうな枠組みで、やるべきことはそこに一足飛びに行くのもなかなか難しいということなので、それこそ、いろいろな事例をお互いに紹介しあいながらいい方法をこれからよく見つけて行こうではないかというふうなメッセージにしているつもりでございます。ストレートに私権の制限というふうに入っていくのはなかなか難しいのではないかと思います。

公共の福祉という言葉自体は、土地基本法なり、あるいは国土利用計画法を制定するときに、国を挙げて大議論をして、公共の福祉優先、憲法にはもちろんありますけれども、土地については公共の福祉優先を書き込むこと自体が、国を挙げての大議論だったということもありますので、我々はいかにこれを実地でこなしていくか、実績を積んでいくのかなというふうに私も思っています。

【委員長】 憲法と個別法の間には土地基本法を入れて、そこを公共の福祉という言葉で表現していったというふうに私は認識しておりますので、かなり重要なタームであることは間違いないですね。そこら辺も含めて、事務局でぜひご検討いただきたいと思います。

若干時間が迫っていますので、委員のご意見をいただいて、このパーツの議論は終わりにしたいと思います。

【委員】 以前の議論の中で、特に沿岸部等で、こういう表現がいいかどうかわかりませんが、国土防衛というか、そういうような議論もちょっとあったような気がするのですけれども、安全という中には、多分それが入っているのだと思うのですけれども、防災だけではなくて、そういう観点も意識しなくていいのかなと思いました。

【委員長】 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。そのとおりでござ

いますので、検討させていただきたいと思います。

それでは、次のパーツでございますが、ただいまいただいた意見については、今後のスケジュールとの関係がございます。本日のご意見をベースに事務局が修文する必要があると思いますが、今後のスケジュールとの関係で、事務局のほうからご説明があるので。

【事務局】 はい、ご審議どうもありがとうございます。本日いただきましたご意見に加えまして、実は2月中、国土利用計画法に基づきまして、都道府県の意向把握というものも行います。

国土利用計画では、計画案の作成過程におきまして、都道府県の意見・意向を十分に反映するための措置をとるということでもありますので、これを実はあさってから都道府県に行うものであります。

それから、計画部会へもこの専門委員会の議論の状況につきまして、また、ご報告し、計画部会としてのご意見も承るということとなります。その時期につきましては、国土形成計画の検討状況など、いろいろなものかねあいもありますので、現段階では未定でございます。

三つ目に、本日は間に合っておりませんが、先ほど来話もありました利用区分別面積目標につきましても、今後、専門委員会でご審議をお願いすることとなりますので、それもあわせてよろしく願いいたします。今後とも、各方面からいろいろなご意見をいただきまして、もちろん本日のご意見も踏まえまして、最終報告案に向けて引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

ある意味で我々の委員会と別に、国土形成計画について計画部会が動いてございまして、計画部会に我々のこの内容を紹介しなければいけない、ほぼ全体がこのような形でまとまったのを紹介しなければいけないのですが、その時期がまだ確定してございません。我々専門委員会で、再度、本日のご意見をベースに議論をした上で報告するということができれば一番いいのですが、計画部会のスケジュールがもう一つ見えませんし、いつ発表するかもまだ確定してございませんので、場合によっては本日いただいた意見、あるいは都道府県、市町村からのご意見をベースに、修文した内容については私に一任させていただいて、それをご紹介するという形で対応させていただく場合があるかもしれません。それはぜひご容赦いただきたいと思います。その上で、その場合にはもう一度専門委員会がその後開かれて、それに対してのご意見をいただくという機会がございますので、そのよう

な扱いにさせていただくことがあるということをご了解いただいております。
よろしいでしょうか。

(「了解」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは次のテーマでございます。国土形成計画の第3部、「広域ブロックの形成に向けて」にかかわる論点について、資料説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは引き続きまして。その前に、参考資料2に言及するのを忘れしました。参考資料2は、この間国土利用計画に関連しまして、私どもが全国の市町村にアンケートをした結果でございます。ここでは中身はご紹介申し上げませんが、かなり高い回収率でご協力いただきまして、お答えをいただきました。大体、本日プレゼンいたしました資料の内容のサポートをしていただけるようなご回答なのかなという全体的な状況でございます。これは後でご覧いただければと思います。

では、引き続きまして議題の二つ目でありますけれども、資料2と参考資料5、6、7をお手元に出していただきまして、お願いしたいと思います。

今度は国土形成計画の議論でございますけれども、国土形成計画は、全国計画と広域地方計画の2本立てになっております。広域ブロックの地域戦略につきましては、各広域ブロックごとに、今後1年後に具体化されることになっておりますけれども、現在検討しております全国計画第3部におきまして、広域ブロックについて参考資料5をご覧くださいますと、右側に国土形成計画の組み立てが書いてありますけれども、広域ブロックの共通の課題などについてのメッセージを示す方向で、現在、計画部会で検討がなされております。今回は、計画部会での議論に先立ちまして、専門委員会の観点で、当委員会の審議事項に照らして、第3部にどんなことが言えるのか、言うべきなのかということをご審議いただければということでございます。

資料2でありますけれども、今申し上げましたように、国土形成計画というのはこのような3階建てです。この3階建ての構成は、参考資料5に示してあります。既に取りまとめられました計画部会中間取りまとめにおきましては、第3部に関しまして、各ブロックの自主性を重んじながら、各ブロックが取り組むべき共通の課題、あるいは各ブロックに対して全国の国土構造の観点からの期待、あるいはブロックAとブロックBの連携の必要性などについて、全国計画で提示していくということを考えております。もちろんこれは提示し過ぎると本末転倒ですので、どういうふうなレベルでどういうふうなことを言うかと

いうこと自体が大変難しい問題だということでございます。

当委員会の中間とりまとめにおきましても、例えば物質循環の構築ですとか、水循環ですとか、あるいは森林とか農地とかというふうな議論をしていただきました。これから広域地方計画の策定を地方でお願いしていくわけですけれども、全国計画におきまして、そういうふうな地方へのメッセージとして、当委員会の審議事項に照らしてどんなことを言うべきかということでございます。

いろいろイシューはたくさんあるのですが、広域ブロックで考えるのが考えやすく、しかも効果的、重要であるというような観点でふるいにかける必要があるということだと思いますけれども、本日は時間の関係もありますので、まずとっかかりのつけやすそうなものと、私ども思いまして、エコ・ネットについて、広域計画にはどういうふうなメッセージを送るべきかということの論点を整理してみました。

別紙で2ページ、3ページとありますけれども、ごく簡単でございますけれども、エコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然の保全・再生について、広域ブロックに対するメッセージとして、以下の三つの論点があるのではないかと。一つが、地域特性を生かした自然の保全・再生であります。我が国の自然の多様性というのは、これは参考資料6、平文で読みにくい資料ですみませんが、参考資料6で北海道から沖縄まで、それぞれの自然の特性がいろいろあり、まとまった地域ごとにこういう特性を踏まえながら方策をとっていく必要が期待される。亜熱帯から亜寒帯までの分布ですとか、降水量についても太平洋型・日本海型ということ踏まえなければいけない。

二つ目が、エコロジカル・ネットワークの構想及び構想図の作成ということで、エコロジカル・ネットワークそのものは、そのスケールは非常にマイクロなものから全国、あるいは世界に広がるようなスケールまでいろいろ重層的にあるのですけれども、広域地方計画、広域ブロックのスケールでエコ・ネットの施策を具体的に進めていくに当たりまして、皆さんが共有できるような具体的なイメージ、あるいは目標を立てていく必要がある。そのためには、エコ・ネットの構想及び構想図をつくっていくことが期待される。そのような構想におきまして、例えば保全・再生すべきエリア、あるいはもう、あるいはその目標ごとの設定、指標となる生物などを合意形成しながら設定していくということなどが考えられます。それから、そのような構想図におきまして、GISなども使いながら地形図に植生の分布、あるいは動物の生息状況の基礎情報などを整理していく必要があるのではないかと。さらには、エコ・ネットのコアとなるコアエリア、あるいはそれをつ

なくコリドーなどを空間に落とし込んで位置づけていくことなどが考えられるのではないか。

それから三つ目が、広域ブロックを越えた連携ということで、ブロックAとブロックBの境目というのは、えてして高い脊梁山脈だったり、生態系も非常に豊富なところが多いわけでありますので、広域ブロックを越えて自然が連続していることに鑑みまして、隣接する広域ブロックと適切に連携することが期待される。例えば、瀬戸内海を囲むようなエコ・ネットを構想することも有効でしょうし、脊梁山脈の自然林などの保全に当たって、その他のブロックが協力するということが考えられるということがあろうかと思えます。

以上のような観点で、全国計画で、例えばエコロジカル・ネットワークということ念頭に置いて、地方にどういうふうなメッセージを出すかということのご意見をいただければと思います。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問、ご意見があれば出していただきたいのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 瀬戸内エコ・ネットと事例をご紹介いただいた関係で、ちょうど瀬戸内海を前にしております者としてのコメントです。こういう連携は非常にいいことだと思うのですが、すけれども、ちょっと思うのは、行政の計画として、ダイレクトに言ってしまうとどこが担当してくださるのだろうかということが心配になります。広域地方計画自体は、例えば中国地区は中国地方整備局が主体的につくるとか、行政の責任部署があれば当然動き出すのですが、こういう連携という形になった場合に、だれがリーダーシップをとるかとか、どこの部署なのかとかということです。これはいいかどうかわかりませんが、本当にやる気があるなら、いっそ、そういう部局があったほうがいいのではないかと、このことを思うのです。でないと、なかなか進まない部分があるので、組織として何か対応するところがあればというのを個人的に思っております。以上です。

【委員長】 広域ブロック間の連携については、たしか協議会でしたか、そういう枠組みを。

【事務局】 合同協議会というのがあって、広域地方計画協議会を越えたエリア、瀬戸内海などは、中国圏と四国圏それぞれに広域地方計画の協議会ができますけれども、さらにその両協議会が合同でやる協議会というのでも検討していただいたらどうか、このようなことを今、議論しています。

【委員長】 一応、そのレベルの組織はあるんですね。

【委員】 はい。そのことは一応理解しておりますが、まずそちらができて、それで協議してということになると、実現するまでにかなりタイムラグができて、なかなか迅速な動きにならないので、そういう意味もあって、もっといい仕組みがないかなと個人的には思っています。

【委員長】 はい、ありがとうございます。ほかにいかがですか。

【委員】 多分2点ございます。とんちんかんなことを申し上げるかもしれませんが、一つは、各ブロック同士の連携はもちろん大事だと思うのですが、ここで言っているエコロジカル・ネットワークというのは、人間以外の生態系を重視しているように思います。もちろんそれは大事なのですが、人が豊かな自然を享受し、快適に暮らせるということに関して考えますと、もうちょっとこういうエコロジカル・ネットワークも、結局は人のためだということが忘れられてというか、多分人間以外の生態系がひどくなったからそちらに重点があるのだと思うのですが、最終的には国民の豊かな暮らし、快適な暮らしにつながるのだということを再認識したほうがいいように思います。

そうした場合に、これはスケールが大きいような気がいたします。それも大事なのですが、けれども、子供の暮らしとかを考えた場合には、子供の生活圏に何か、先ほど申し上げたような暮らしのうるおいを与えるような、エコロジカルな環境というのがあるということもまた大事なのではないかと思いますので、広域の中につないでいって保全することは、手段、もしくはバックボーンとして非常に重要ですが、これに応じて市町村がやっていくことなのかもしれませんけれども、身近な自然、環境というものを必ず子供の生活圏に置こうじゃないかといった目標があっても、私はいいのではないかなと思いましたが、コメントさせていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 先ほどもちょっと言いましたけれども、国民的経営、経営の論点というのが、国土全体でももちろんあるのですけれども、ブロック単位ではもっと鮮鋭に出てくると思うのですね。プライオリティーづけといいましようか、それはブロック内でもあるし、それからブロック間でもあるのですけれども、それは議論しなくてもいいのかなと。そういう最も実現上の課題になるような話だと思うのですけれども、それは、議論のテーマに取り上げなくてもいいのかなという気がするのですが、それは何か事務局の考えはありますでしょうか。

【事務局】 それは、エコ・ネットに限らずということですか。

【委員】 何ごとにつけてです。

【事務局】 何ごとにつけてですね。それは、まさに広域地方計画で、より具体的なレベルで関係者が一緒に議論しながら、まさにプライオリティーづけをするということが、広域地方計画はまさにその一つの目的だと思っておりますので、その意味では、まさにそのために広域地方計画の議論が進むと思っておりますが、お答えになっていきますか。

【委員長】 私もそう思っています、横浜市が広域ブロック計画に何を提示するのかという中に、そういう圏域がある意味で、圏域権の経営のような議論をぜひ入れるべきだという提言をしておりますので、そういう議論がいろいろなところで出てくるのではないかと考えています。

【委員】 そうですね。もともと広域地方計画の中にその観点はあったわけですね。現実がそうになっていないと思うのですよ。だからその反省の上に、今回はどうするかということが語られないといけないかなと思うので。

【委員長】 それを明示的にこちら側からメッセージを出しておく必要があると。

【委員】 ええ。その必要性も出すし、それからその手法なり、制度なりというのが、国として準備すべきことがあるのであれば、そういう出し方もあると思いますし。

【委員長】 関連ですか。

【委員】 特に今には関連しないのですが。

【委員長】 そうですね。よろしいですか、ご意見として承っておくということは。

【事務局】 前にご紹介しましたけれども、まさにそこは大事な点で、例えば計画部会の中間とりまとめにおきまして、広域ブロックの自立促進に向けたことで、それこそ国土におけるブロックの位置づけを自分たちでよく考えてくださいですとか、各ブロックの特性を踏まえて、その域内の各都市や地域の連携方策を考えてくださいですとか、そういうふうなことを全国計画からもメッセージとしてお出しするということになっております。もちろんこれは一般論ですので、地域の特性を踏まえて、メンバーとしては都道府県、それから政令市、それからそこに市町村からの意見もありまして、あと、国の出先機関が一緒になって広域地方計画協議会を組織して、そこで検討していくという体制になりますので、従来よりプライオリティーづけがよりはっきりした形で議論される場が少なくともできますし、そちらのほうに大いに期待しているということです。

【委員長】 資料2は、メッセージとしてどういうメッセージを出したらいいかという議論でしょう。

【事務局】 はい。

【委員長】 ですから、国土の国民的経営というのは、国土形成計画の大きな柱として言葉が入っているわけですが、広域ブロック計画に対しての我々のメッセージとして、広域ブロック計画の中での国民的経営というか、何と表現したらいいのでしょうか。いろいろな主体がかかわって圏域全体の国土利用についてさまざまなツールを使ってやっていくのだというようなことは議論すべきではないかというメッセージを出すことは一向におかしくなくて、それこそ国土形成計画の一つの求めだと思しますので、そういうことを我々のサイドから言っていたらどうですかというご意見ですから。

【事務局】 失礼しました。それはおっしゃるとおりでございます。

それで、ちょっと冒頭で触れましたように、既に計画部会のこのような中間とりまとめの中でも申し上げましたように、各ブロックで独自の地域戦略に基づく重点的、選択的な資源投入などを進めるべきであるとか、そういうメッセージを中間報告段階で書き込んでおりますので、そういうことを、今のご指摘を踏まえまして、今後とも出していくのかなと思っております。

【委員長】 わかりました。ではどうぞ。

【委員】 この参考資料5に3部の広域ブロックの形成に向けてというのを、全体の中にトップダウンで広域圏のそれぞれの地域に対して何を言うのか。これは全国計画の中で議論した指標とか理念とかいろいろなものが伝わるということはあるのだけれども、広域ブロックに対して何をメッセージとして送るのかといったときに、先ほどの資料2などを見ますと、地域性みたいなものをこの中でもきちっと一つ一つ言ってあるのかという話がありますね。個別の話をきちっと、例えば北海道圏ならこういう特性がありますよというところまで、この計画の中においてトップダウンでやるのか。それとも、そのところは広域圏の計画を立てるところで独自に考えてくださいというふうなエッセンスだけにするのかというところが、多分これから議論していくときにどれぐらい細かくするのかという話がちょっと気になりますので教えていただきたい。

それからもう一つは、広域というのは、その中にまた市町村とかいろいろな地域計画の一つのとりまとめという形で、ある意味では階層的な構造になっているというときに、どこまでトップダウンでやって、どこまでボトムアップで見るのか、上からのメッセージというのはどこまでやるのかということが気になるということでもあります。

そこにかかわって、先ほど戦略アセスの話が出たのですけれども、戦略アセスは、今現

在、事業アセスからどんどん計画の上位のほうにまで環境影響評価を入れていこうというアイデアなのですけれども、当然、下のほうへ降りていったところでは、かなり何らかの形での事業アセスに毛が生えたという表現はあまりよくないのですけれども、そういうものをやっていかないといけないのだけれども、全国計画レベルのところでは、計画の中に盛り込むのかと。先ほどの話の中で、トップダウンの計画の中に、あるいは広域レベルのところでは、環境影響評価に含まれるような項目は、もう計画の中でうたっておきなさいというふうな意味あいのところがもしあるとするならば、それはどこまで入れるのだろうか。市町村レベルになってくると、例えば事業アセスでやっているように、環境部局のほうからの何らかの第三者アセスみたいなものが入らないと、計画の説得性がなくなってくるとかいうふうなことも、今後あるでしょう。そういうときに、この全体の国土形成計画というヒエラルキーの中で、どの辺までがトップダウンで、どの辺までがボトムアップにするのだろうか。これを少し、今言われた戦略アセスの話、あるいはP Iの話、計画が滑らかに動くためには、ある程度計画の早い段階からパブリック・インボルブメントしていかないといけないという話が出てきている中で、あくまでもこの国土形成計画はトップダウンで行けるところまでをねらうという話になるのでしょうか。

【事務局】 はい。まず、最初のお話で、全国計画でメッセージを出すに当たってのスタンス如何ということかと思えます。それは、広域地方計画ということの性格上、もちろん全国計画でこと細かく書き込むということでは、当然ないと思えます。ですから、まさにそこが、どの程度のことをどのぐらい言うのかというのが悩みの種でございます。

本日、整理してみたのが、例えば北海道の地域特性はこうですよということをこちらから言う必要は多分ないのだろう。しかしながら、エコ・ネットなどを考えるときに、一つの視点としては、まず地域特性というのが大事ですよというぐらいを言うのか言わないのか。あるいは、構想図というのは、皆さんできるだけいいですよというふうに言うか言わないか、そのようなぐらいの話かなということでございます。

それから、戦略アセスの観点につきましては、環境省さんからもご紹介ありましたように、まだいろいろ議論が進行中でありますので、その進展状況なども踏まえましてよく考えてまいりたいと思えます。

【委員長】 基本的には、計画部会でもトップダウンという言葉は使わない。

【事務局】 まさに今、委員長のおっしゃられたとおりで、新しい第3部で考えておりますのは、広域地方計画をそれぞれが極めて特徴ある、独自性の高い計画としてつくって

いただきたいという強い希望が計画部会にあります。まだ議論が始まっておりませんが、中間とりまとめまでの計画部会での議論のトーンというのは、広域地方計画をそれぞれが、できれば全く違うようなものとして生み出してほしい。そのための呼び水をどうつくっていくかというところが新しい形の新第3部であろうという議論をしております。ですから、トップダウンで何をしなさいということではなくて、それぞれが特徴を生かして、違ったような計画を生み出していただくための呼び水的なメッセージとして何ができるのかということ、これを議論していこうかということ、これまでの計画部会ではお話しいただいています。

【委員】 わかりました。トップダウンという言葉があまりよくなくて、呼び水も上流から流れていくわけだから、私はその意味でトップダウンと言ったのですけれども、できるだけ、地域の自主性に任せたものなのだけれども、何らかの基本的なものは守ってねというふうな、その辺の兼ね合いなのではなかろうか。それが今の呼び水という表現だったのかと思いました。わかりました。ありがとうございました。

【委員長】 ほかに。ほぼ時間が来ています。それでは最後に。

【委員】 エコロジカル・ネットワークのこの話は、従来の全総で多少記述があったということに比べれば非常に大きなテーマになるので結構だと思うのですが、環境省でも生物多様性国家戦略という議論をしようとしている。それから、環境基本計画の中でもこの種の議論をしていたということを少し念頭に置きながら、お互いにどういう協調関係にあるのかということについて、これは言葉も含めて少し整理をされたほうがいいように思うのです。昔はみんな仲が悪いから、同じようなことを少し言葉を変えて、こっちは生態系と言ってこっちはエコと言うとか、そんなばかなことは、この時代に考えてはいないと思うのですが、やり方は二つあると思うのです。例えば温暖化については、私も本日午前中出ましたけれども、経産省と環境省で審議会を合同でやって、対立点というのはほとんど炭素税とか温暖化対策税ぐらいの話で、両方とも心は同じだねという感じで、今、上手くいっている。そういう感じで、同じ目標に向かって協調するというやり方と、それと、先程の委員の話はわりと大事なポイントじゃないかと思うのですが、生物多様性国家戦略の場合には、生物の多様性の減少というものに対してのある種の対策という観点から考える。それに対して、国土形成計画の場合には、より人間にとってというふうなことも含めて、多機能性というようなことを強調して、その中に防災的な機能とか、本日いろいろやったようなのをいれるとかというふうにして、その間の関連性を

とるとか、いろいろやり方はあると思うのですけれども、今はおそらく、あまりよく議論していなくて、とにかくこれはこれ、それはそれとやっているように、やや見えるのだけけれども、ちゃんと整理してもらえればいいのですけれども、整理していないのなら整理したほうがいいのではないかと思います。

【委員長】 その辺はどうですか。

【事務局】 大変仲良くやっています。そこはいろいろ進める過程で、環境省に限らず、事業部局とも一緒にやっていかなければいけないし、もちろん地方公共団体とも話をしているといけないと思っていますので、その具体化の過程でしっかりやってまいりたいと思います。

【委員】 水と緑のネットワークっていうのも言ったよね。あれとこれはどう関係があるの。

【事務局】 発展形が、今、こうなっているというふうに。

【委員】 じゃ、水と緑はもう使わないわけ？

【委員長】 ここに吸収されたというふうに私は理解しています。そうですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 まだおそらくご議論あると思いますけど、ほぼ時間になってございますので、もしよろしければこの辺で議論は終わりにしたいと思います。このことについては、先ほどと同じように、計画部会で議論いたしますが、我々の意見としては、本日いただいた意見をベースに、私のほうで取りまとめさせていただいて、計画部会に上げさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、スケジュールの点についてお願いします。

【事務局】 はい、スケジュールを簡単にご紹介いたします。

参考資料8で、過去、それから現在のスケジュールを一覧表にしております。未来のほうはあまり具体的ではありませんけれども、本日2月7日に13回の専門委員会をしていただきました。計画部会では、11月以降、各省ヒアリングですとか、あるいは意見聴取の結果を披露するですとか、いろいろなことが、今、進行中でありまして、もう一遍、その右側の委員会の今後の段取りですけれども、都道府県に意見聴取をいたします。それから、第14回以降、特に利用区分別面積目標も含めまして、さらに検討していただきまして、19年中頃ぐらいに閣議決定に持ち込みたいということでございます。

それで、今後の日程に移らせていただきたいのですけれども、次回の第14回専門委員

会につきましては、本日のご議論を踏まえまして、国土利用計画（全国計画）について引き続きご審議していただければと思います。開催日は、当初4月4日ということで内々委員の皆様方にご相談しておりましたけれども、ちょっとそれを再調整させていただきまして、4月、もう少し後ぐらいでもう一度日程を再調整させていただきたいと思います。4月を予定しております。早急に日程を固めまして、また、ご連絡さしあげたいと思います。

本日の議事概要は速やかに事務局にて作成して、公表いたしますとともに、議事録につきましては、皆様方のご了解を得てから公表させていただきたいということでございます。

【委員長】 次回の専門委員会については、これから日程調整をさせていただきます。4月の中旬ぐらいになるかな。

【事務局】 中旬、下旬ぐらいかと。

【委員長】 中・下旬ですか。よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の専門委員会、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

— 了 —